

# 県立清水特別支援学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月17日策定

## 【小学部】

### 1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

### 2 基本理念

- (1) 本校は、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、児童に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

### 3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」児童を育てる取組

#### (1) 道徳教育・人権教育の推進

各教科、自立活動、道徳、特別活動、各教科等を合わせた指導の中で、身の回りのことに関心を持ち、より良い生活習慣を身に付ける。また自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。

#### (2) 体験活動の充実と交流及び共同学習の推進

校外学習や宿泊学習等の体験活動をはじめ、地域の小学校児童と共に活動する交流及び共同学習では、学校外へも活動の場を広げ、多くの人と交わる力や共に学びあう力を育てる。

### 4 いじめの未然防止のための取組

#### (1) 自尊感情を育む教育活動の推進

児童一人一人が見通しを持って主体的に活動できるように、学習環境づくりを工夫し、児童の自己有用感を高める。

#### (2) 教員と児童との良好な関係づくり

児童が安心して学校生活を送れるよう、教員自身が、児童の気持ちに寄り添い、児童のサインを的確に把握して指導にあたるように努める。

#### (3) 児童への啓発

いじめが絶対に許されない行為であることや、周囲の友達への影響等について、日頃から児童への注意喚起に努める。

#### (4) 互いの個性や障害を認め合う風土づくり

障害の違いや軽重にかかわらず子どもを受容する指導・支援を行ったり、居住地校交流や地域の小学校との交流及び共同学習を行ったりすることで、児童一人一人が互いを認め合い、励まし合う風土づくりを進める。

### 5 いじめの早期発見のための取組

#### (1) チェックシートの活用

各教員が定期的に児童のいじめに関するチェックや本人からの聞き取りを行い、それを学校全体で確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

## (2) 教員間の連携

すべての教員で子ども達を見守るという視点に立ち、児童の小さな変化に対しても教員間の連絡を密にすることで、いじめ等の早期発見に努める。

## (3) 保護者との連携

児童の送迎の際の会話や連絡帳、家庭訪問などにより、日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における児童の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

## (4) 外部機関との連携

児童の居住地域の相談支援専門員や社会福祉協議会の委員、放課後利用施設や警察署等の外部機関と情報交換する中で学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

## 6 いじめの早期解決に向けた取組

### (1) 被害児童・加害児童への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集及び事実確認をした上で、被害児童の安全を最優先に考え対応する。また、被害児童が一日も早く安心して学校生活を送れるように努めるとともに、加害児童に対してはいじめに至った背景等を丁寧に聞き取り、本児童の立ち直りと再発防止に努める。

### (2) 保護者との連携

被害児童及び加害児童の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

### (3) 外部機関との連携

必要に応じて、特別支援教育センターや居住地域の相談支援専門員、放課後利用施設や警察署等の外部機関と連携を取りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。

## 7 いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

(構成員) 校長、教頭、生活指導部長、支援部長、学部主任

(活動) ・いじめ問題対応の年間計画の作成  
・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定  
・学校におけるいじめ問題への取組の点検

### (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

(構成員) 校長、教頭、生活指導部長、支援部長、該当学部主任、該当担当教諭、該当担任、養護教諭（必要に応じて）

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定  
・当該いじめ事案の対応の経過の確認及び対応方針の修正

## 8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。

(2) 福井県いじめ防止専門委員会（仮称）が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

## 9 学校評価における留意事項等

- (1) いじめ問題に適正に対処するため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。
  - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」児童を育てる取組やいじめの未然防止のための取組に関する事。
  - ・いじめの早期発見や早期解決に向けた取組に関する事。
- (2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。

## 【中学部・高等部】

### 1 目的

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

### 2 基本理念

- (1) 本校は、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を重んじ相互に尊重し合う社会の実現のために、主体的にいじめ問題に取り組む。
- (2) 本校は、生徒に対して、いじめが人間の尊厳を踏みにじり、基本的人権を侵害する行為であることを理解させるとともに、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識を持たせることに努める。

### 3 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組

- (1) 道徳教育・人権教育の推進  
各教科、自立活動、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、各教科を合わせた指導の中で、自立に向けた生徒の技能やより良い生活習慣を身に付ける。また、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになる態度を育てる。
- (2) 体験活動の充実と交流及び共同学習の推進  
校外学習、宿泊学習などの体験活動や、地域や近隣の中学校・高等学校との交流及び共同学習を通して、社会経験を広げ、地域社会の人と関わる力を育てる。

### 4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 自尊感情を育む教育活動の推進  
生徒一人一人が見通しを持って主体的に活動できるように、学習環境づくりを工夫し、生徒の自己有用感を高める。
- (2) 教員と生徒との良好な関係づくり  
生徒が安心して学校生活を送れるよう、教員自身が生徒の気持ちに寄り添い、生徒のサインを的確に把握して指導にあたるように努める。
- (3) 生徒への啓発  
いじめが絶対に許されない行為であること、周囲の友達への影響等について日頃から生徒への注意喚起に努める。またSNS等インターネットに係るいじめについては、生徒の実状に合わせて、ネット使用上のルールなどの注意喚起に努める。
- (4) 互いの個性や障害を認め合う風土づくり  
障害の違いや軽重にかかわらず子どもを受容する指導・支援を行ったり、中学校・高等学校や地域との交流及び共同学習を行ったりすることで、生徒一人一人が互いに認め合い、励まし合う風土づくりを進める。

## 5 いじめの早期発見のための取組

### (1) チェックシートの活用

各教員が定期的に生徒のいじめに関するチェックや聞き取りを行い、それを学校全体で確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

### (2) 教員間の連携

すべての教員で子どもたちを見守るという視点に立ち、生徒の小さな変化に対しても教員間の連絡を密にすることで、いじめ等の早期発見に努める。

### (3) 保護者との連携

生徒送迎の際の会話や連絡帳、家庭訪問などにより、日頃から保護者との情報交換を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめ等の早期発見に努める。

### (4) 外部機関との連携

生徒の居住地域の相談支援専門員や社会福祉協議会の委員、放課後利用施設や警察署等の外部機関と情報交換する中で学校外におけるいじめ等問題行動の早期発見に努める。

## 6 いじめの早期解決に向けた取組

### (1) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応

複数の関係者からの情報収集及び事実確認をした上で、被害生徒の安全を最優先に考え対応する。また、被害生徒が一日も早く安心して学校生活を送れるように努めるとともに、加害生徒に対してはいじめに至った背景等を丁寧に聞き取り、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

### (2) 保護者との連携

被害生徒及び加害生徒の保護者に対して、家庭訪問等によりいじめの状況と今後の対応について十分な説明を行い、理解と今後の指導についての協力を得る。

### (3) 外部機関との連携

必要に応じて、特別支援教育センターや居住地域の相談支援専門員、放課後利用施設や警察署等の外部機関と連携を取りながら早期解決に向けた最善の方法を講じる。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案については、県教育委員会及び関係する警察署等と連携して対処する。

## 7 いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止に関して指導の方策等を協議するために、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

(構成員) 校長、教頭、生活指導部長、支援部長、学部主任

(活動) ・いじめ問題対応の年間計画の作成  
・校内のいじめの現状把握と指導方針・対策の決定  
・学校におけるいじめ問題への取組の点検

### (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

(構成員) 校長、教頭、生活指導部長、支援部長、該当学部主任、該当担当教諭、  
該当担任、養護教諭（必要に応じて）

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定  
・当該いじめ事案の対応の経過の確認及び対応方針の修正

## 8 重大事態への対処

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 福井県いじめ防止専門委員会（仮称）が行う事実関係を明確にするための調査に協力する。

## 9 学校評価における留意事項等

- (1) いじめ問題に適正に対処するため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。
  - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」生徒を育てる取組やいじめの未然防止のための取組に関すること。
  - ・いじめの早期発見や早期解決に向けた取組に関すること。
- (2) この基本方針は、本校のホームページに公開する。